



基発0804第3号
令和2年8月4日

関係団体の長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について

皆様におかれましては、平素より労働基準行政の推進に格段のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

発がん性など高い有害性を有する石綿（アスベスト）については、平成18年9月1日に製造、輸入、譲渡、提供又は使用が原則禁止されています。ただし、禁止される前には主に建築用材料として、様々な用途で広範に使用されていたため、今なお現存する多くの建築物、工作物又は船舶に石綿含有材料が残されています。

これらの建築物、工作物又は船舶を解体又は改修するときに、適切な措置を講じなければ、石綿含有材料から石綿等の粉じんが飛散し、作業を行う方や周囲の方が石綿等を吸い込むおそれがあります。

このため、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号。以下「法」という。）に基づき、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。）を定め、建築物、工作物又は船舶の解体又は改修作業を行う場合に実施すべき措置を罰則付きで義務づけてきたところです。

しかしながら、石綿則で義務づけている作業開始前の石綿等の使用の有無の調査や、労働基準監督署への届出が適切になされていない事例、石綿等が使用されている建築物等を解体又は改修するときに必要な措置を実施していない事例が散見されていることから、厚生労働省において開催した「建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会」の議論を踏まえ、建築物、工作物及び船舶の解体工事及び改修工事における石綿等へのばく露による健康障害を防止するため、石綿則等を改正するとともに、改正後の石綿則に基づく告示を制定しました。具体的な改正趣旨、内容等は下記のとおりです。

石綿により肺がん、中皮腫等に罹患し労災認定された方の数は、昨年度は1,200名を超えており（建設業や船舶製造又は修理業で特に多い。）、今後建築物等の老朽化等に伴い解体工事又は改修工事が増えると予想されていることから、関係団体の皆様におかれましては、会員企業その他関係者の皆様方に対し、改めて石綿対策の重要性も含め改正趣旨、内容等の周知にご協力を賜りますよう、よろしくお願い

い申し上げます。

なお、改正趣旨、内容等の周知にご活用いただけるよう、パンフレットも併せてお送りいたします。

記

第1 改正法令と施行日等

石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号。以下「改正省令」という。）及び改正省令による改正後の石綿障害予防規則（以下「改正石綿則」という。）に基づく告示（以下「関連告示」という。）を次の表のとおり交付又は告示し、及び施行することとされた。

省令又は告示の名称	公布日又は告示日	施行日
石綿障害予防規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第134号）	令和2年7月1日	令和3年4月1日 （一部は令和2年10月1日、令和4年4月1日又は令和5年10月1日）
石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号）	令和2年7月27日	令和5年10月1日
石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号）	令和2年7月27日	令和5年10月1日
石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号）	令和2年7月27日	令和4年4月1日
石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号）	令和2年7月27日	令和2年10月1日

第2 改正の要点

1 改正省令関係

（1）石綿障害予防規則の一部改正（改正省令第1条及び第2条関係）

ア 事前調査の対象、方法、記録等

- ① 事業者は、建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業（以下「解体

等の作業」という。)を行うときは、あらかじめ、当該建築物、工作物又は船舶(それぞれ解体等の作業に係る部分に限る。以下「解体等対象建築物等」という。)の全ての材料について、設計図書等の文書を確認する方法及び目視により確認する方法により石綿等の使用の有無の調査(以下「事前調査」という。)を行わなければならないこととしたこと。

② ①にかかわらず、解体等対象建築物等が一定の要件に該当する場合は、事前調査を①の方法以外の方法により行うことができることとしたこと。

③ 事業者は、建築物に係る事前調査については、②の場合を除き、適切に当該調査を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。

④ 事業者は、事前調査を行ったにもかかわらず、解体等対象建築物等について石綿等の使用の有無が明らかとならなかったときは、分析による調査(以下「分析調査」という。)を行わなければならないこととしたこと。ただし、当該解体等対象建築物等について、石綿等が使用されているものとみなして労働安全衛生法(昭和47年法律第57号。以下「法」という。)及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、この限りでないこととしたこと。

⑤ 事業者は、分析調査については、適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものに行わせなければならないこととしたこと。

⑥ 事業者は、事前調査又は分析調査(以下「事前調査等」という。)を行ったときは、当該事前調査等の結果に基づき作成した記録を3年間保存するとともに、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行う作業場に当該記録の写しを備え付けなければならないこととしたこと。

⑦ 事業者は、一定規模以上の建築物又は工作物(工作物については、石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものに限る。)の解体工事又は改修工事を行おうとするときは、あらかじめ、電子情報処理組織を使用して、事前調査等の結果の概要等を所轄労働基準監督署長に報告しなければならないこととしたこと。

イ 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置

① 事業者は、解体等対象建築物等に吹き付けられている石綿等(石綿等が使用されている仕上げ用塗材(以下「石綿含有仕上げ塗材」という。)を除く。)又は石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等(以下「石綿含有保温材等」という。)の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合に講じなければならない措置に、次の措置を追加したこと。

(ア) ろ過集じん方式の集じん・排気装置の設置場所を変更したときその他当該集じん・排気装置に変更を加えたときは、当該集じん・排気装

置の排気口からの石綿等の粉じんの漏えいの有無を点検すること。

(イ) その日の作業を中断したときは、前室が負圧に保たれていることを点検すること。

② 事業者は、①の措置のうち、①の作業を行う作業場所の隔離の措置を行ったときは、石綿等に関する知識を有する者が当該吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、当該隔離を解いてはならないこととしたこと。

ウ 石綿含有成形品の除去に係る措置

① 事業者は、成型された材料であって石綿等が使用されているもの（石綿含有保温材等を除く。以下「石綿含有成形品」という。）を除去する作業においては、技術上困難な場合を除き、切断、破砕、穿（せん）孔、研磨等（以下「切断等」という。）以外の方法により当該作業を実施しなければならないこととしたこと。

② 切断等以外の方法により石綿含有成形品を除去する作業を実施することが技術上困難な場合であって、石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるものを切断等の方法により除去する作業を行うときは、当該作業を行う作業場所をビニルシート等で隔離する等の措置を講じなければならないこととしたこと。

エ 石綿含有仕上げ塗材の電動工具による除去に係る措置

事業者は、建築物、工作物又は船舶の壁、柱、天井等に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業を行うときは、ウの②の措置を講じなければならないこととしたこと。

オ 発注者の責務等

解体等の作業を行う仕事の発注者は、当該仕事の請負人による事前調査等及びクの記録の作成が適切に行われるよう配慮しなければならないこととしたこと。

カ 石綿等の切断等の作業等に係る措置

事業者は、石綿等を湿潤な状態のものとすることが義務付けられている石綿等の切断等の作業等について、石綿等を湿潤な状態のものとすることが著しく困難なときは、除じん性能を有する電動工具の使用その他の石綿等の粉じんの発散を防止する措置を講ずるよう努めなければならないこととしたこと。

キ 作業の記録

石綿等の粉じんを発散する場所において常時石綿等を取り扱い、若しくは試験研究のため製造する作業又は石綿分析用試料等を製造する作業に従事する労働者等に係る作業の記録の記録項目に、当該作業（石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業に限る。）に係る事前調査等の結果の概要、作業の実施状況等の記録の概要等を追加したこと。

ク 作業計画による作業の記録

事業者は、石綿等が使用されている解体等対象建築物等の解体等の作業を行ったときは、当該作業に係る作業計画に従って作業を行わせたことについて、写真その他実施状況を確認できる方法により記録を作成し、3年間保存しなければならないこととしたこと。

(2) 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）の一部改正（改正省令第3条関係）

法第88条第3項の計画届の対象となる仕事に、次の仕事を追加したこと。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物又は同法第2条第9号の3に規定する準耐火建築物に吹き付けられている石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

イ アの耐火建築物及び準耐火建築物以外の建築物、工作物又は船舶に吹き付けられている石綿等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業を行う仕事

ウ 建築物、工作物又は船舶に張り付けられている石綿含有保温材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれのあるものに限る。）を行う仕事

(3) 施行期日（改正省令附則関係）

改正省令は、令和3年4月1日から施行することとしたこと。ただし、(1)のウにあっては令和2年10月1日、(1)のアの⑦にあっては令和4年4月1日、(1)のアの③及び⑤にあっては令和5年10月1日から施行することとしたこと。

2 関連告示関係

(1) 石綿障害予防規則第3条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者（令和2年厚生労働省告示第276号。以下「事前調査者告示」という。）の制定

ア 適切に事前調査（建築物に係るものに限る。）を実施するために必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものについて、以下に掲げる調査対象物の区分に応じ、それぞれ以下の①又は②に該当する者としたこと。

① 建築物（建築物石綿含有建材調査者講習登録規程（平成30年厚生労働省、国土交通省、環境省告示第1号。以下「登録規程」という。）に規定する一戸建ての住宅及び共同住宅の住戸の内部（以下「一戸建て住宅等」という。）を除く。）

登録規程に規定する一般建築物石綿含有建材調査者、特定建築物石綿含有建材調査者又はこれらの者と同等以上の能力を有すると認められる者

② 一戸建て住宅等

①に掲げる者又は登録規程に規定する一戸建て等石綿含有建材調査者

- イ 事前調査者告示は、令和5年10月1日から施行することとしたこと。
- (2) 石綿障害予防規則第3条第6項の規定に基づき厚生労働大臣が定める者等（令和2年厚生労働省告示第277号。以下「分析調査者告示」という。）の制定
- ア 適切に分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものについて、以下の①又は②に該当する者としたこと。
- ① 以下（ア）から（ウ）までにに関する所定の学科講習及び分析の実施方法に関する所定の実技講習を受講し、修了審査に合格した者
- （ア）分析の意義及び関係法令
- （イ）鉱物及び石綿含有材料等に関する基礎知識
- （ウ）分析方法の原理と分析機器の取扱方法
- ② 上記と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- イ 分析調査者告示は、令和5年10月1日から施行することとしたこと。
- (3) 石綿障害予防規則第4条の2第1項第3号の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第278号。以下「特定工作物告示」という。）の制定
- ア 石綿等が使用されているおそれが高いものとして厚生労働大臣が定める工作物（事前調査の結果等の報告対象）について規定したこと。
- イ 特定工作物告示は、令和4年4月1日から施行することとしたこと。
- (4) 石綿障害予防規則第6条の2第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める物（令和2年厚生労働省告示第279号。以下「特定石綿含有成形品告示」という。）の制定
- ア 石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものとして厚生労働大臣が定めるもの（石綿含有成形品を切断等以外の方法により除去する場合の発散防止措置対象）について、石綿等を含有するけい酸カルシウム板第一種としたこと。
- イ 特定石綿含有成形品告示は、令和2年10月1日から施行することとしたこと。

第3 細部事項

1 改正省令関係

(1) 改正石綿則

改正石綿則の各条文に係る趣旨、解釈等は以下のとおりであること。なお、以下においては、便宜上、改正省令の全ての規定が施行される令和5年10月1日以降の最終的な条文番号を用いて記載していることに留意すること。

ア 事前調査の対象となる作業等（第3条第1項関係）

① 「建築物」及び「工作物」の定義

「建築物」及び「工作物」の定義については、平成17年3月18日付け基発第0318003号（以下「石綿則施行通知」という。）第3の2（1）アにおいて、「「建築物又は工作物」とは、すべての建築物及び煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等の土地に固定されたものをいうこと。また、「建築物」には、建築物に設ける給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙の設備等の建築設備が含まれるものであること。」としていたが、「建築物」と「工作物」の概念をより明確化するため、「建築物」及び「工作物」の定義はそれぞれ以下（ア）及び（イ）のとおりとすること。

（ア）「建築物」とは、全ての建築物をいい、建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備を含むものであること。

（イ）「工作物」とは、（ア）の建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたものの全てをいい、例えば、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道管等の地下埋設物、化学プラント等、建築物内に設置されたボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター等又は製造若しくは発電等に関連する反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等及びこれらの間を接続する配管等の設備等があること。

なお、建築物内に設置されたエレベーターについては、かご等は工作物であるが、昇降路の壁面は建築物であることに留意すること。

② 事前調査の対象となる作業

事前調査の対象となる作業について、改正省令による改正前の石綿障害予防規則（以下「旧石綿則」という。）第3条第1項においては、「建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業（石綿等の除去の作業を含む。）」及び「第10条第1項の規定による石綿等の封じ込め又は囲い込みの作業」と規定し、石綿則施行通知第3の2（1）イにおいて、「解体、破砕等」の「等」には、改修が含まれるとしていた。しかし、「破砕」は解体又は改修に含まれ得る概念である等、解体、破砕及び改修の概念の区別が明確でなかったこと、旧石綿則第10条第1項に規定する封じ込め又は囲い込みの作業以外の封じ込め又は囲い込みの作業が事前調査の対象となるか明確でなかったことから、第3条第1項の規定において、事前調査の対象となる作業を「建築物、工作物又は船舶（鋼製の船舶に限る。以下同じ。）の解体又は改修（封じ込め又は囲い込みを含む。）の作業」と整理し直し、「封じ込め又は囲い込み」の作業は「改修」の作業に含まれることとしたこと。

③ 事前調査の対象とならない作業

以下に掲げる作業は、石綿等の粉じんが発散しないことが明らかであ

ることから、石綿による健康障害を防止するという石綿障害予防規則の制定目的も踏まえて、建築物、工作物又は船舶の解体等の作業には該当せず、事前調査を行う必要はないものであること。

(ア) 除去等を行う材料が、木材、金属、石、ガラス等のみで構成されているもの、畳、電球等の石綿等が含まれていないことが明らかなものであって、手作業や電動ドライバー等の電動工具により容易に取り外すことが可能又はボルト、ナット等の固定具を取り外すことで除去又は取り外しが可能である等、当該材料の除去等を行う時に周囲の材料を損傷させるおそれのない作業。

(イ) 釘を打って固定する、又は刺さっている釘を抜く等、材料に、石綿が飛散する可能性がほとんどないと考えられる極めて軽微な損傷しか及ぼさない作業。なお、電動工具等を用いて、石綿等が使用されている可能性がある壁面等に穴を開ける作業は、これには該当せず、事前調査を行う必要があること。

(ウ) 既存の塗装の上に新たに塗装を塗る作業等、現存する材料等の除去は行わず、新たな材料を追加するのみの作業。

(エ) 国土交通省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された a から k までの工作物、経済産業省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された l 及び m の工作物、農林水産省による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された f 及び n の工作物並びに防衛装備庁による用途や仕様の確認、調査結果から石綿が使用されていないことが確認された o の船舶の解体・改修の作業。

a 港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第2号に規定する外郭施設及び同項第3号に規定する係留施設

b 河川法（昭和39年法律第67号）第3条第2項に規定する河川管理施設

c 砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防設備

d 地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第3項に規定する地すべり防止施設及び同法第4条第1項に規定するばた山崩壊防止区域内において都道府県知事が施工するばた山崩壊防止工事により整備されたばた山崩壊防止のための施設

e 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設

f 海岸法（昭和31年法律第101号）第2条第1項に規定する海岸保全施設

g 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条に規定する鉄道線路（転てつ器及び遮音壁を除く）

- h 軌道法施行規則（大正12年内務省令運輸省令）第9条に規定する土工（遮音壁を除く）、土留壁（遮音壁を除く）、土留擁壁（遮音壁を除く）、橋梁（遮音壁を除く）、隧道、軌道（転てつ器を除く）及び踏切（保安設備を除く）
- i 道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち道路土工、舗装、橋梁（塗装部分を除く。）、トンネル（内装化粧板を除く。）、交通安全施設及び駐車場（①（イ）の工作物のうち建築物に設置されているもの、特定工作物告示に掲げる工作物を除く。）
- j 航空法施行規則（昭和27年運輸省令第56号）第79条に規定する滑走路、誘導路及びエプロン
- k 雪崩対策事業により整備された雪崩防止施設
- l ガス事業法（昭和29年法律第51号）第2条第13項に規定するガス工作物の導管のうち地下に埋設されている部分
- m 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第3条に規定する供給管のうち地下に埋設されている部分
- n 漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第3条に規定する漁港施設のうち基本施設（外郭施設、係留施設及び水域施設）
- o 自衛隊の使用する船舶（防熱材接着剤、諸管フランジガスケット、電線貫通部充填・シール材及びパッキンを除く）

イ 事前調査の方法（第3条第2項及び第9項関係）

- ① 事前調査は、解体等対象建築物等の全ての材料（以下「調査対象材料」という。）について、設計図書等の文書を確認した上で、実際に調査対象材料が当該文書のとおりであるかどうかを確認するために、目視による確認も義務づけたものであること。
- ② 設計図書等の文書を確認する方法には、調査対象材料に直接印字されている製品番号を確認する方法も含まれること。
- ③ 解体等対象建築物等の構造上目視による確認することが困難な調査対象材料については、解体等の作業を進める過程で、目視により確認することが可能となったときに、改めて事前調査を行わなければならないこと。
- ④ 事前調査において、調査対象材料に石綿等が使用されていないと判断する方法は、次の（ア）又は（イ）のいずれかの方法によること。なお、設計図書にノンアスベスト材料等、石綿等が使用されていない建材であることの記載がある場合であっても、労働安全衛生法令の適用対象となる石綿等の含有率は数次にわたり変更されているため、材料の製造当時は法令適用対象外として石綿等の使用がないと判断されていたとしても、

現行の法令では適用対象となる場合もあることから、設計図書の記載のみをもって石綿等が使用されていないと判断することはできないこと。

(ア) 調査対象材料について、製品を特定し、その製品のメーカーによる石綿等の使用の有無に関する証明や成分情報等と照合する方法。

(イ) 調査対象材料について、製品を特定し、その製造年月日が平成18年9月1日以降（第3条第3項第4号から第8号までに掲げるガスケット又はグランドパッキンにあっては、それぞれ当該各号に掲げる日以降）であることを確認する方法。

ウ 目視により確認する方法等以外の方法による事前調査（第3条第3項関係）

① 第1号関係

過去において既に建築物についての石綿等の使用の有無に関する調査が行われている場合や、プラントの定期検査等により石綿等の使用の有無に関する調査が行われている場合等であって、これらの調査方法が、第3条第2項第1号及び第2号に規定する方法に相当する場合は、これらの調査結果の記録を確認することで足り、改めて事前調査を行う必要はないことを規定したものであること。

② 第2号関係

船舶の再資源化解体の適正な実施に関する法律（平成30年法律第61号）第3条第1項に規定する有害物質一覧表は、船舶に使用されている材料について、石綿等を含む有害物質の使用の有無及び使用箇所を調査し、記録したものであること、並びにこの一覧表の内容が船舶の状態と一致するものであることを国土交通大臣が確認したものが同法第4条第1項に規定する有害物質一覧表確認証書又は同法附則第5条第2項に規定する有害物質一覧表確認証書に相当する証書であることから、これらの証書の交付を受けている船舶は、適切に事前調査が行われているものとみなすことが可能であるため、当該船舶については、有害物質一覧表を確認することで足り、改めて事前調査を行う必要はないことを規定したものであること。

③ 第3号関係

石綿等は、一部のガスケット又はグランドパッキンを除き、平成18年9月1日以降は製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止されている（法第55条並びに労働安全衛生法施行令（昭和47年政令第318号）第16条第4号及び第9号）ことから、建築物、工作物又は船舶の着工日（日本国外で製造された船舶については日本に輸入された日）が同日以降であることを設計図書等で確認することをもって事前調査を行ったものとみなすことができることとしたものであること。

④ 第4号から第8号まで関係

平成18年9月1日に石綿等の製造等が禁止された後も、一定期間当該禁止措置が猶予されていた一部のガスケット又はグランドパッキンが使用されている可能性がある工作物又は潜水艦については、そのガスケット又はグランドパッキンの設置日が、禁止措置が猶予されていた期間が終了した日以降であることを設計図書等で確認することをもって事前調査を行ったものとみなすことができることとしたものであること。

エ 事前調査を実施するために必要な知識を有する者（第3条第4項関係）

事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、建築物については、必要な知識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたものであること。なお、本規定の要件を満たす者が十分な人数確保されるまでの期間を勘案して、本規定の施行は令和5年10月1日としているが、本規定の施行前であっても、事前調査は必要な知識を有する者に行わせることが望ましいこと。

オ 石綿等が使用されているものとみなすことができる範囲（第3条第5項関係）

事前調査において石綿等の使用の有無が明らかとならなかった場合において、吹き付けられた材料についても、石綿等が使用されているものとみなして法及びこれに基づく命令に規定する措置を講じることにより、分析調査を行うよりも費用負担が軽減される又は工期が短縮できる場合があることから石綿等が使用されているものとみなすことができる範囲に追加したものであること。なお、石綿等が使用されているとみなして措置を講じるに当たっては、例えば吹き付けられた材料であれば、クロシドライトが吹き付けられているものとみなして措置を講じる等、必要となる可能性がある措置のうち最も厳しい措置を講じなければならないこと。

カ 分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者（第3条第6項関係）

石綿等の分析に関する知識や技能が十分でない者によって分析が行われている事例が認められたことから、必要な知識及び技能を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる分析調査の実施を義務付けたものであること。なお、本規定の要件を満たす者が十分な人数確保されるまでの期間を勘案して、本規定の施行日は令和5年10月1日としているが、本規定の施行前であっても、分析調査は必要な知識及び技能を有する者に行わせることが望ましいこと。

キ 事前調査等の結果の記録の作成及び保存（第3条第7項関係）

① 1つの解体等の作業について事前調査又は分析調査（以下「事前調査等」という。）が複数回行われる場合も考えられることから、事前調査等の結果の記録の保存の起算日は、解体等の作業に係る全ての事前調査を終了した日又は分析調査を終了した日のいずれか遅い日としたこと。